

○愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部障がい学生支援指針（ガイドライン）

令和元年 12 月 1 日 制定

1. 目的

本指針は、「障がいのある学生への支援に関する基本方針」に基づき、本学のすべての教職員が適切に対応するために必要な基準及び手続きを定めることを目的とする。なお、本ガイドラインに定める内容は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）」を準拠している。

2. 支援体制

愛知学院大学障がい学生支援推進委員会（以下、「委員会」という。）は、障がいのある学生の支援に必要な方策、体制、設備等を検証、審議し、障害のある学生の支援に係る全学的な取り組みを推進する。また、障がいのある学生を支援する専門部署（学生支援センター）が支援についての相談に応じ、その中で障がいのある学生の所属学部・研究科、教養部、関係部署等が連携し、組織的に支援する。

3. 支援対象者

支援の対象は、愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）に在籍する学生（正規学生、科目等履修生、聴講生、交換留学生、研究生及び外国人留学生等を含む。）及び入学志願者のうち、以下の条件を満たし、支援申請書を提出した者（以下、「支援申請者」という。）とする。

- (a) 心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある者。
- (b) (a) 以外でも、委員会で支援が必要であると認定する者。

4. 手続き

支援を希望する者は、所定の支援申請書を提出しなければならない。支援を希望する者が所属する学部・研究科は、その申請内容に基づき、教養部、関係部署、教職員等と連携して合理的配慮の内容について検討し、支援申請者と合意形成を図ったうえで、支援内容を決定する。

5. 不当な差別的取扱いの禁止

本学の構成員は、その事務又は事業（教育及び研究）を行うに当たり、障がいを理由として不当な差別的取扱いをしてはならない。また障がいのある学生の権利利益を侵害しては

ならない。

不当な差別的扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般についての機会の提供の拒否、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること等、障がいのない学生に対しては付さない条件をつけることなどにより、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。なお、障がいのある学生の実事上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取り扱いではない。

6. 合理的配慮の考え方

- (1) 本学における合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、本学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を行う。ただし、配慮の合理性の判断にあたっては、体制面・財政面において均衡を失した又は過重な負担とならないものであることを要件とする。
- (2) 前項にある過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断する。また、過重な負担に当たると判断された場合には、障がいのある学生にその理由を説明するとともに、さらに可能な代替措置等を検討するなどし、理解を得るよう努めなければならない。
 - (a) 本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの
 - (b) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって実現が不可能なもの
 - (c) 本学の財務状況に照らして、負担が課題となるもの
 - (d) その他、要請のあった支援がどうしても困難と判断されるもの

7. 支援範囲

本学における合理的配慮としての支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とする。

- (a) 入学試験に関する配慮
- (b) 授業に関する配慮
- (c) 学内試験に関する配慮
- (d) キャリア支援
- (e) 施設利用に関する配慮
- (f) その他必要と思われる支援

8. 相談窓口

障がいのある学生からの支援に関する相談については、障がいのある学生を支援する専門部署（学生支援センター）及び障がいのある学生の所属するキャンパスの学部・研究科・事務室が対応する。

9. 不服申し立て

支援申請者は、本学が行う合理的配慮の提供内容について、疑義や不服がある場合は、学生部長に申し立てることができる。申し立ての手続きについては、別に定める。

10. 改廃

本ガイドラインの改廃は、委員会の審議を経て、委員会で決定する。

附則

このガイドラインは、令和元年12月1日より施行する。

このガイドラインは、令和4年4月1日より施行する。

このガイドラインは、令和6年4月1日より施行する。